

長野県卓球連盟登録規程

長野県卓球連盟登録規程（昭和54年7月15日施行）の全部を改正する。

（総則）

第1条 長野県卓球連盟（以下「本会」という。）規約（昭和25年6月1日施行）第15条の規定に基づき、登録に関する規定を定める。

（加盟団体）

第2条 本会への登録窓口となる加盟団体とは、本会規約第7条に規定する卓球競技団体をいう。

（登録団体）

第3条 登録団体とは、前条の加盟団体に所属する団体（以下「登録団体（チーム）」という。）をいう。

（登録会員）

第4条 登録会員とは、本会加盟団体に所属し、かつ、本会制定の卓球競技会等に参加する者で、次の各号のいずれかの区分に登録された者とする。

（1）選手登録

（2）役員登録（ただし、役員登録のみでは選手活動はできない。）

2 原則として、同一人の選手登録は、一つの登録団体（チーム）に限る。

3 本会に登録する際の居住地、氏名及び性別は、住民基本台帳記載事項に準じる。

（登録会員の種別及び登録料等）

第5条 登録会員の種別及び登録料等は、次のとおりとする。

種別	略称	対象者	登録料 円/人
第1種	一般	年齢を制限しない一般並びに次の第2種から第7種に所属しない選手並びに第9種及び第10種に該当しない選手	3,000
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する県内選手	1,500
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手	1,300
第4種	中学生	中学生の選手	900
第5種	小学生	小学生以下の選手	900
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	3,000

第7種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手	3,000
第8種	役員	① 加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ② 全国教職員卓球連盟に所属する役員	2,000
第9種	高体連未加入高校生	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属しない選手	2,000
第10種	ふるさと登録者	日本学卓球連盟に所属する県内出身の県外選手	1,000

(競技会等参加資格)

第6条 本会が行う各種競技会、検定会、研修会等に参加できる者は、第4条に規定する登録会員とする。

(登録地)

第7条 本会に加盟登録する者は、本会の各支部（本会規約第8条に規定する支部）を登録地とする。

- 2 本会に加盟登録する者は、各支部地域内に居住、勤務又は学籍を有するものでなければならない。
- 3 居住地と勤務先、学籍地が異なる場合は、自己の意志によって一ヶ所の支部に登録するものとする。
- 4 勤務先とは、雇用者と雇用契約を締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指し、学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録地の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由があるときは、同条に規定する居住地、勤務地、学籍地の属する支部以外の支部から登録することができる。

- (1) 転居、転勤、転校、退職、結婚等により居住地を移転した場合
 - (2) 自己の居住地に加盟団体又は登録団体（チーム）がない場合
 - (3) 自己の卓球競技技術の向上又は役員の登録のため、自己の居住地、勤務地、学籍地以外からの登録を希望する場合
- 2 前項の登録に当たっては、関係支部の長の承認を要するものとする。ただし、次条第3項に規定する役員の登録については、この限りでない。

(複数の登録)

第9条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦出場のため勤務先以外の一つの登録団体（チーム）に二重登録することができる。ただし、本会内に限る。

- 2 中学生（第4種）及び小学生（第5種）は、所属する学校以外に本会内の一つの登録団体（チーム）に二重登録することができる。
- 3 役員（第8種）は、第7条の規定により複数登録することができる。この場合において、役員は、選手とそれぞれ兼ねて登録することができる。
- 4 第1項及び第2項の二重登録に当たり、前条第1項の規定に該当する場合は、同条第2項の規定を準用する。

（登録料の納入）

第10条 登録料の納入は、第7条第1項に規定する各支部を通じて納入するものとする。ただし、第5条第10種ふるさと登録者は、直接本会に納入するものとする。

- 2 前条に規定する複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。
- 3 登録料の納入後、選手登録者には公益財団法人日本卓球協会（以下「日卓協」という。）指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。
- 4 一旦納入された登録料は、原則として返還しない。

（登録期間）

第11条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（登録手続）

第12条 本会に加盟登録する者は、第7条第1項に規定する各支部を通じて登録しなければならない。

- 2 本会に加盟登録する者は、本会指定の登録申請書に必要事項を記入し、本会の規定する登録料を添えて申請するものとする。
- 3 加盟登録は、毎年度行うものとし、原則として2月1日から5月31日までの間にその手続きを完了しなければならない。ただし、特別の事由により、本期間内に登録の手続きができなかった場合は、各支部を通じて本会の承認を得た上で行わなければならない。
- 4 本会は、前項の期間外においての各支部からの追加登録は、日卓協の承認を得て登録手続きを行うものとする。
- 5 前項の日卓協の承認が得られない場合は、本会への登録はできるが、全国大会、予選大会への出場はできない。

（登録変更）

第13条 登録会員が転居、転勤、転校その他の事由で加盟団体等を変更する場合は、登録変更をすることができる。

- 2 前項の登録料は、不要とする。
- 3 登録変更の手続きは、加盟登録の手続きを準用する。

（登録取消）

第14条 次の事項に該当する場合は、登録を抹消し、公表することができる。

(1) 本会規約、本登録規程又は加盟団体規約等に違反した場合

(2) 登録料を未納した場合

(3) 登録会員としての体面を著しく汚した場合

2 前項に該当する者は、当該年度において再登録をすることはできない。

(適用除外)

第15条 第5条第10種ふるさと登録者は、第7条、第8条及び第9条並びに第10条第2項及び第3項、第12条第1項、第3項ただし書、第4項及び第5項並びに第13条の規定は、適用しない。

(登録規程の改正)

第16条 本登録規程の改正は、本会常任理事会の承認を要する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本登録規程の運用等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年2月1日から適用する。

*経 過

昭和54年7月15日施行

平成25年4月1日全部改正

平成26年4月1日改正

平成27年4月1日改正